

光市新市誕生20周年記念  
第67回中国地区総合バドミントン選手権大会要項

- 1 主催 中国地区バドミントン協会
- 2 共催 光市
- 3 主管 山口県バドミントン協会、光市バドミントン協会
- 4 後援 公益財団法人山口県スポーツ協会、光市教育委員会、光市スポーツ協会
- 5 期日 令和6年9月21日(土)～9月23日(月・祝)
- 6 会場 光市総合体育館  
山口県光市大字光井1941-1 TEL 0833-72-9100
- 7 種目 男子単・複、女子単・複、混合複
- 8 競技規則 令和6年度(公財)日本バドミントン協会競技規則、同大会運営規程及び同公認審判員規程による。
- 9 競技方法 各種目ともトーナメント方式とし、3位決定戦を行う。
- 10 使用用器具 (公財)日本バドミントン協会検定会・審査合格用器具及び令和6年度第1種検定合格水鳥球を使用し、大会事務局が一括準備したシャトルを購入し、試合の都度お互いに提出するものとする。
- 11 参加資格 令和6年度(公財)日本バドミントン協会の登録会員で、中国地区内の所属県バドミントン協会に会員登録している者
- 12 参加制限 (1) 複・混合複のペアは、同一の所属県でなくてはならない。  
(2) 各県の出場枠数は、男子単・複、女子単・複の種目は8人(組)とし、主管県は16人(組)とする。混合複の種目は4組とし、主管県は8組とする。  
(3) 前年度大会、各種目ベスト8以上の者は、推薦出場資格を有し出場枠数には含めない。なお、推薦出場資格を有する複・混合複のペアは前年度大会と同一でなくてはならない。  
(4) 出場枠数に満たない種目の補充は行わない。
- 13 組合せ レフェリー(競技役員長)の指示のもと、中国地区大会組合せ基準に従い、デピュティレフェリー(競技審判部長)及び主管県協会役員との間で厳正に執り行う。
- 14 参加料 一人一種目 3,000円(複6,000円/組)  
所属県協会毎に一括して、申込締切日までに次の口座に振り込むこと。  
銀行名 西京銀行 下松支店  
口座番号 普通 2041007  
口座名 山口県バドミントン協会事務局 柏崎達美
- 15 申込締切 令和6年8月1日(木)必着のこと。
- 16 申込方法 所定の参加申込書及びに必要事項を記入し、所属県協会長印及び申込責任者(理事長)印を押印の上、所属県協会毎に一括して、申込締切日までに次の申込先に送付すること。  
なお、入力した参加申込書及び参加料等納入票ファイルは、Eメールにて次のメールアドレスに送付すること。

申込先 〒745-0073 山口県周南市代々木通1-5-901  
山口県バドミントン協会 事務局 田内正彦 宛  
携帯 090-6403-3963  
メールアドレス tauchi3ps@city.shunan.lg.jp

- 17 表彰 (1) 各種目とも、3位まで表彰する。  
(2) 各種目の優勝者には、令和6年度全日本総合バドミントン選手権大会への出場権を与える。
- 18 競技の服装 白または(公財)日本バドミントン協会の審査合格品とし、上着背面には3行までの文字列を、中央に県名、参加申込書に記載のチーム名(クラブ名)、選手名などを明瞭な文字で表示すること。文字列各行の大きさ、高さ6cm～10cm、横30cm以内とする。表示のない選手は失格とする。

県名 チーム名 選手名	クラブ名 選手名	選手名
-------------------	-------------	-----

- 19 大会日程 9月21日(土) 混合複  
12:00～ 受付開始  
12:15～ 選手練習  
13:00～ 競技開始  
9月22日(日) 男子複、女子複、男子単、女子単  
8:00～ 開場・受付開始  
8:15～ 選手練習  
9:10～ 開会式  
9:30～ 競技開始  
9月23日(月・祝) 男子単、女子単  
8:00～ 開場・受付開始  
8:15～ 選手練習  
9:15～ 競技開始  
競技終了後 表彰式・閉会式
- 20 その他 (1) 大会参加に際して提供される個人情報、本大会活動に利用するものとし、これ以外の目的に使用することはありません。  
(2) 病気、事故に備えて、各自健康保険証を持参すること。けが等の場合には可能な応急処置は行うが、その他は各自の責任とする。  
(3) 申込締切及び申込方法については、要項等を遵守すること。  
(4) 棄権が分かった場合は、速やかに「棄権届」を提出すること。なお、棄権者の参加料は返金しない。  
(5) 前年度大会の各種目優勝者は、優勝杯を持参、返還してください。  
(6) 選手は、試合の際、線審を連れてくることとし、試合の敗者は、次の試合(2回戦～準々決勝)の主審をしなければならない。  
(7) 宿泊は、各自で確保すること。  
(8) ゴミは各自で持ち帰ること。